(宛先) 新潟市長

団体名			
代表者氏名			
代表者住所	郵便番号(_)
代表者電話番号			

地域清掃活動費等補助金交付申請書兼実績報告書

新潟市地域清掃活動費等補助金交付要綱第4条の規定により次のとおり申請します

机偽印地域捐佈佔期貨等作	の金文竹 安神男 4 余の方	見止により次のとわり) 中胡しより。
事業の目的及び内容			参加人数 人
実施期間	年 月	日~ 年	月 日
補助対象経費		F	-
交付申請額		F	Ч
交付申請額の算定方法 ※①と②のいずれか少	① 円 (補助対象経費)	× 4 / 5 = ※ 1 円未済	円 満切捨て
ない額の100円未 満を切り捨てた額が 交付申請額です。	② 250円× (参加 ₂		円
情報の公表方法及びそ の時期	1 公表方法 (2 公表時期	年)
添付書類	4 事業の内容が明ら 5 誓約書(要綱第4	条第2項に掲げる団体 証明書(要綱第4条第	

- ※1 自治会等、地域コミュニティ協議会、老人クラブ及びPTAその他の地域団体などは省略可。
- ※2 公益法人・社会福祉法人・非営利型法人、新潟市税の課税がないことが推定される法人(市内に事業所等や把握可能な資産がないなど)、非課税や減免などにより納税がないことが推定される団体(自治会等、地域コミュニティ協議会、老人クラブ及びPTAその他の地域団体など)は省略可。

事業報告書

(1)	事業の実施期間		年	月	日~	年	月	日
(2)	実施した事業の内	 容						
(3)	事業による成果及	び今後の課題						

環境美化活動事業収支報告書

I 収 入 (単位:円)

項目		予算額	決算額	摘	要
自治会費町内会費					
補助金					
協力金					
寄付金					
雑収入					
合 割	ŀ	円	円		

II 支 出 (単位:円)

и х ш								
百 日 予管類		決算	章額					
項目	予算額	うち助成 対象額		摘 要				
			八多识					
消耗品費								
印刷製本費								
通信費								
食糧費								
保険料								
VKI9CT 1								
賃借料								
			}	<u> </u>				
合 計	円	円	円					
	1.3	1.1	1.3					

口座振替申込書

年	月	日

(宛先) 新潟市長

住	所		
団 体	名		
代表者F	千夕		

新潟市から支払われる新潟市地域清掃活動費等補助金は、下記の金融機関の預金口座に振り替えてください。

記

フリガナ								
口座名義	団体名・役職名	・氏名						
預金種別		振 込 先	金 融 機	関		口	座 番	号
普通		銀 行信用組合	信用金庫農協		本店支店			

※フリガナは団体名・役職名を含めて正確に記入してください。

※口座名義人が代表者と異なる場合は、以下の委任状を記入してください。

	委		任	状			
(宛先)新潟市長					年	月	目
(委任者)	<u>住</u>	所					_
		体 名					_
私は,下記の者を代理人と定め,		者氏名	封江新弗	なば出 今の 単領	なまれ、こっ	는 士	_
がは、「inlの有をN壁八乙足の、	利(何)	11403以作	記	寺価切並の支順	と安正しま	- 9 o	
(受任者)	<u>住</u>	所					_
	<u></u> 寸	体 名					_
	役職	名・氏名	7 □				_

誓約書

	当団体は、	新潟市地域清掃流	5動費等	詳補助金の交付(の申請にあれ	こり、 タ	第2条名	各号に推	引げる
要件	‡のすべてに	該当しないこと、	かつ、	第3条第2項	各号に掲げる	る事業	に該当し	しないこ	ことを
誓約	うします。								

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合、当該補助金の交付決定を取り消され、当該交付された補助金の全部若しくは一部を返還することを誓約します。

また、市が暴力団員又は暴力団との関係について警察に照会する場合は、別途必要な書類の提出を行います。

 年月日

 (宛先) 新潟市長

 団体名

 代表者氏名

 代表者住所 郵便番号(-)

【参考】 新潟市地域清掃活動費等補助金交付要綱(一部抜粋)

(補助対象者)

- 第2条 この要綱に定める補助金を受けることのできる者は、自治会等(「新潟市自治会等事務委託要綱(昭和47年12月1日実施)第2条に規定する自治会等をいう。以下同じ。)及び地域コミュニティ協議会(新潟市区自治協議会条例(平成18年新潟市条例第74号)第2条第2項第1号に規定する地域コミュニティ協議会をいう。)並びに老人クラブ、PTAその他の地域団体及び環境美化を推進しようとする団体とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、補助対象者から除外される。
 - (1) 暴力団 (新潟市暴力団排除条例 (平成24年新潟市条例第61号。以下「暴排条例」という。)第2条第1項第2号 に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(暴排条例第2条第1項第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 役員等(法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法 人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。) が暴力団員である者。
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - (5) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を もって、暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者。
 - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。
 - (8) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者。
 - (9) その他公序良俗に反する活動を行う者。
 - (10) 市税を滞納している者。

(補助対象事業等)

- 第3条 補助対象事業は、一斉清掃、側溝清掃その他の公共の場所を対象に行う環境美化活動事業とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動又は事業は、補助事業の対象としない。
 - (1) 特定の個人又は団体の利益を目的とするもの
 - (2) 宗教活動又は政治的活動を目的とするもの。又は、当該補助事業による効果が、それらの活動に対する援助、助長 等につながるとみなされるもの
 - (3) 国、県、その他新潟市を含む地方公共団体等の制度による同一の補助対象経費に対する支援を受けているもの
 - (4) 事業の主たる効果が市外で生じるもの
 - (5) 当該事業により生じた利益、残余財産等を構成員に分配するもの
 - (6) その他公序良俗に反するなど適当でないと認められるもの

(補助金の交付申請)

第4条 (略)

2 前項第5号誓約書については、自治会等、地域コミュニティ協議会、老人クラブ及びPTAその他の地域団体など市長が認める団体は、提出を省略することができる。